

# 非営利法人における拠出型非営利法人設立への提案

株式会社まちづくり三鷹  
関 幸子

## 1 拠出型非営利法人設立の必要性

### (1) 受け手として多様な資金調達確保

市民活動が多様化し活動分野も多岐にわたる中で、安定した法人運営と継続的な事業を実施していくためには、多様な資金調達手段が必要となってきた。加えて、地域の中小企業や高齢者や女性を中心に個人が自ら拠出し、自ら働き、自ら経営に参加していく法人形態への動きも活発となり、拠出金を財産の基礎とする非営利活動や法人への潜在的ニーズが高まっている。

しかしながら、現在では拠出金を財産とする非営利法人制度が存在しないため、任意団体のまま活動が続けるものやNPO法人と民法組合、NPO法人と商法の匿名組合を重複して設立するなど、二重手間を負っているのが現実である。

実質的には、ワーカーズコレクティブや生活者協同組合などの活動が拠出型非営利法人の類型モデルといえるだろう。ワーカーズコレクティブの8割が任意団体、2割が起業組合もしくはNPO法人で法人格を取得し、出資金を融資もしくは寄付金として会計処理している。バンク事業を進めるNPO法人でも、民法上の事業組合を設立し、拠出(一口定額制等)を集めて融資原資とし、事業組合より劣後ローンで融資を受けたNPOが事業組合の会員やNPO、ワーカーズコレクティブに対して融資を実施するなど、制度の谷間の中で事務の煩雑さを余儀なくされている。加えて、以下のとおり機能的にも融資と拠出とは異なる。

こうした現状を踏まえ、拠出の有効性を非営利法人においても享受できるようにすべきである。

拠出(出資)	融 資
<ul style="list-style-type: none"><li>・返済期限の定めがない</li><li>・解散時に一般融資に劣後するので元本の返還保証がない</li><li>・支払い利息が予め約定されていない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・返済期限が定まっている</li><li>・解散時に出資に優先して返還される</li><li>・支払い利息が予め約定されている</li></ul>

## (2) 資金提供者の提供手段の多様性確保による資金提供ニーズへの対応

拠出という形態は、社会的に意義のあることにお金を提供する場合に、費消としての寄付と貸し付けの中間に位置付けることができる。現在の制度では、資金提供者は、非営利活動には寄付か貸付の選択しかなく、営利活動で認められる拠出という資金提供手段の道が閉ざされている。資金提供者側にも資金提供に関する多様性へのニーズが存在する。こうしたニーズを汲み取り、資金提供者の自由な選択を提供する上で、拠出型非営利法人制度の新設が重要である。

加えて、寄付行為が日常慣例化（未成熟）していない日本においては、寄付行為への意識の醸成だけでなく、拠出という類型を明確に位置付けることにより、非営利法人への資金供給に市民の関心が集まり、非営利活動が活発化する可能性が高い。

加えて、民間企業においても社会貢献や社会的責任投資（SRI）などの動きもみられ、その受け皿となる法人も不可欠となってきた。

拠出（出資）と寄付・会費との機能的な違いは以下のとおりである。（拠出受法人から見て）

拠出（出資）	寄付 ・ 会費
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社員の脱退時又は法人の解散時に当初の出資額を上限に返還できる。</li><li>・ 出資は法人税の課税対象外である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 寄付・会費に対して返還義務を負わない。</li><li>・ 寄付・会費は中間法人では法人税の課税対象となる。</li></ul>

## (3) 拠出金と劣後債

劣後債の発行により、拠出という形態をとる必要がないという意見もよく聞くとこである。しかし法律的には拠出者と拠出先との関係は、通常の債権者と債務者との関係とは異なることは明確であり、劣後債の発行によって拠出金と同じ機能は果たし得ないものである。

非営利法人における拠出金とは、法人活動期間中に随時にあるいは解散時に、法人の裁量により、拠出者の元本拠出額を上限として各拠出者に返還（分配）しうるものである。すなわち、社員たる地位と拠出とが常に連動しているとは限らないので、分配額に上限が設けられている点を除き、基本的には株式会社の株式と同じ扱いであるべきであろう。

拠出金と劣後債の相異は、「定款に定めることにより」というものであり、非営利法人の定款に定められた制度としての拠出金であれば企業も拠出す

ることができる。加えて、拠出という行為には、拠出先への応援や連帯感など拠出者の意向が色濃く反映されていくものであり、劣後債以上に拠出者の気持ちがダイレクトに表現される形態である。

## 2 拠出型非営利法人の形態への提案

### (1) 定款に定める

法人は定款に定めるところにより、社員又は第三者に対して拠出を求めることができる。

### (2) 余剰金は分配しない

毎期ごとに生じた余剰金については、社員に分配しない。

但し、拠出の対価として利息相当額（最低金利）を支払うことができる。

信用保証業において、保証金が年2%以下の場合には、一律非課税となっており、こうした具体例からみても、低廉な利息は非営利法人においても付与できると考えられる。

### (3) 拠出金の返還

拠出した者は、法人の解散時に、当初に拠出した金額を上限にその返還を求めることができる。

拠出金の返還は、脱退時及び解散時を問わずあくまで法人の裁量によらねばならない。但し、実際には社員の脱退時に拠出金の返還を認めてしまうと、法人の安定的な運営に支障をきたすこともあり、脱退する社員から他の拠出者への譲渡を前提とすべきであろう。

### (4) 債務の弁済

法人の清算時における拠出金の返還にかかる債務の弁済は、法人の他の債務が弁済された後でなければ、することができない。

### (5) 持分

法人の財産に対して、拠出額による持分は発生しない。

### (6) 議決権

拠出額の多寡によって議決権は連動することができる。

非営利法人への拠出者は利益を追求するために、拠出したのではなく法人の目的や事業に賛同して拠出しており、最近よく言われる「社会投資家」としての存在となる。彼らが拠出に見出す価値は、その事業遂行であり、その事業運営に関与できる議決権となる。議決権により、拠出者は運営者を客観的に評価し、法人運営に緊張をもたらし、法人のガバナンスを向上させることになる。

但し、ここでの提案は、連動することができるとしており、連動しない

法人の存在も可能である。

以下、営利法人と拠出型非営利法人を比較する。

営利法人	非営利法人
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出資額に応じて法人財産に対する持分が生じる。</li><li>・ 持分に応じて余剰金が分配される。</li><li>・ 解散時に持分に応じて残余財産が分配される。</li><li>・ 出資額の多寡と議決権が連動する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 拠出額による法人財産に対する持分は生じない。</li><li>・ 余剰金が分配されない。</li></ul> 但し、解散時に拠出額を上限に返還を求めることができる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 拠出額の多寡と議決権が連動することができる。</li></ul>